



ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度のご案内

この制度は、ごみの減量やリサイクル活動を実施する事業所を「ごみ減量・リサイクル推進事業所」として市が認定し、広報やホームページなどで広く市民にお知らせし消費者の利用を促進することにより、資源循環型社会の構築を図るものです。

制度の主旨をご理解頂き是非参加をお願いいたします。

<対象事業所>

事業系一般廃棄物を排出する事業所。(事業規模や業種は問いません。)

所在地が市内であり、適正な事業活動を行っている事業所。

<認定要件>

ごみ減量・リサイクル推進事業所認定要件のうち必須要件と、3つ以上の推進要件を備えていること。

<認定期間>

2年間。(更新もできます。)

<認定事業所>

認定章を交付。(認定年数が継続して4年以上になると、認定章はゴールドプレートになります。)

<認定事業所にさせていただくこと>

認定章を事業所の見やすい位置に掲示。

認定申請で申告した取組み項目を引き続き実施。

実施しているごみ減量やリサイクル推進活動の内容を事業所内に掲示。

<認定の手続き>

申請 ごみ減量・リサイクル推進事業所認定申請書により申請してください。

確認 申請内容の確認のため、担当者がお伺いします。

決定 認定の決定をしたときは、認定章を交付します。

費用 無料です

ごみ減量・リサイクル推進事業所認定要件

要 件	内 容
必 須 要 件	ごみの減量、資源化計画を作成し実施している。
推 進 要 件	1 使い捨て製品は、使用していない。 2 レジ袋の削減のための制度を実施している。 3 ノントレーコーナーを設置している。 4 簡易包装を推進している。 5 量り売りや裸売りを実施している。 6 修理サービスを実施している。 7 流通時の梱包材を再使用している。 8 エコマーク等が表示されている商品を積極的に使用している。 9 店頭回収を実施している。 10 生ごみ、残飯を資源化している。 11 機密文書を資源化している。 12 独自のリサイクルルートを確立している。 13 独自の創意工夫によるごみ減量、リサイクル推進の取組みを実施している。 14 1～13までの取組み項目以外でごみ減量・リサイクル推進に寄与すると市長が認める取組みを実施している。